

## 瀬戸市情報公開審査会答申第20号

### 1 審査会の結論

異議申立人が行った「2012年4月全教職員の在校記録（陶原小、水無瀬中、效範小、原山小、萩山小、幡西小及び南山中）（以下「本件対象文書」という。）」の請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当である。

### 2 異議申立人の主張の要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成24年5月11日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成24年5月28日付け24瀬学教第411号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

#### (2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

##### ア 条例第4条第2号による不開示情報該当性について

##### (ア) 本件対象文書に記載された氏名、職名、部活動名

本件対象文書は労働安全衛生法、厚生労働省通達及び文部科学省通知に基づき実施され、3年間の保存が義務付けられているため、「職務遂行にかかわる情報」であり、当該教職員の職名、氏名等は原則として保護すべきプライバシーとして、扱うべきではなく不開示理由にあたる理由はない。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第4条2号該当性について

本件対象公文書は、各学校の所属長が個々の教職員の在校時間を把握することで、長時間の在校による健康障害防止に努めるために、個別の健康指導を行うことを目的とした文書である。

個人の氏名、職名及び個人が特定できる部活動名を公にすることにより、特定

の個人を識別することができ、また、これらを公にすることにより、特定の個人の健康状態や健康指導等の内容が明らかになる恐れがある。

これは、個人のプライバシーであり、公務員ではあるが、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものであるため、不開示情報に該当する。

#### 4 審査の経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成24年 6月 4日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 平成24年 6月21日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成24年 7月18日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 平成24年 8月13日 実施機関から補充説明書を收受
- (5) 平成24年 9月20日 異議申立人から補充意見書を收受
- (6) 平成24年10月31日 異議申立人からの口頭意見陳述  
実施機関からの説明聴取  
審査
- (7) 平成24年12月19日 審査

#### 5 審査会の判断の理由

異議申立人は、本件対象文書のうち、実施機関が条例第4条第2号により不開示とした情報については、一部不開示事由に該当しないとし、一部開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書について、条例第15条第3項の規定に基づき一部開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

##### (1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

##### ア 在校時間状況記録

##### (2) 条例第4条第2号による不開示情報該当性について

本号は、個人のプライバシーを保護するため、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、不開示とすることを定めたものである。ただし、当該個人が公務員である場合、当該情報が職務遂行に係る情報であるときは、当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより個人の権利利益を不当

に害するおそれがある場合を除き、当該公務員の職、氏名等は原則開示しなければならないことを規定している。この条例の趣旨に沿って、実施機関が条例第4条第2号に該当するとして不開示とした箇所について審査を行った。

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議の出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

「職務の遂行に係る情報」は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであり、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、身分取扱いに係る情報などは、当該職員にとっては、その「職務の遂行に係る情報」に該当しない。（「人事院 情報公開法に基づく処分に係る審査基準について」より）

本件対象文書に記録される教職員の在校時間は、授業等の職務遂行時間だけでなく、校内での休憩時間も包摂する。

そして、教職員の在校時間を記録する目的は、在校しての休憩が緊張からの完全な解放、安息をもたらさず、いたずらに長時間在校することで疲労が蓄積し、心身の健康を阻害する蓋然性があることから、在校時間を把握することで、教職員の健康管理を行うところにある。

そうであれば、在校時間記録は、教職員の人事管理上保有する健康情報というべきものである。

そして、在校時間記録は、教職員の自己申告によって作成されるもので、本来公開を予定して作成されたものではないところ、これが公開されるということになれば、萎縮効果により、在校時間を正しく記録することを回避されかねない。

よって、在校時間記録は、「職務遂行情報」に該当せず、実施機関が不開示としたことは結論として正当である。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。